

令和 3 年 4 月 20 日

各居宅介護支援事業所 管理者 様

八王子市福祉部高齢者いきいき課

八王子市福祉部介護保険課

八王子市福祉部指導監査課

令和 3 年度制度改正に伴う居宅介護支援事業所の運営基準について
(公正中立なケアマネジメントの確保 (契約時の説明等))

日頃から、本市の福祉行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

公正中立なケアマネジメントの確保について、過去の実地検査において、未対応（重要事項説明書等の文書に必要事項を記載していない等）により、報酬返還となる事業所が複数見られました。

また、令和 3 年度制度改正により、要件が追加されましたので、下記について再度確認をお願いします。

記

1 「公平中立なケアマネジメントの確保」の改正内容及び運営基準減算について

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ・ 前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第 3 6 (1) 抜粋)

【参考】

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第4条第2項）

なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について 第3（2）抜粋）

3 その他

令和3年度、この他についても改正がありましたので、改めてご確認いただくようお願いいたします。

問い合わせ先

＜運営基準・届出事項＞

福祉部 高齢者いきいき課事業者指定担当

☎ 042-620-7452

＜報酬・過誤調整等＞

福祉部 介護保険課給付担当

☎ 042-620-7416

＜指導・監査に関する事項＞

福祉部 指導監査課介護・高齢担当

☎ 042-620-7296